

社会人の皆さんへ 教育訓練支援給付金のご案内

在学（訓練）期間中の生活支援給付

基本手当（失業手当）日額の

60% を支給

※基本手当の日額の計算方法は別途規定があります

■教育訓練支援給付金とは？

専門実践教育訓練を利用する方で、一定の要件を満たす失業中の方に対し、
在学（訓練）期間中の生活を支援するために支給される給付金です。

【支給のイメージ】



※基本手当（失業保険）の支給が残っている期間は、支援給付金は支給されません。
基本手当をもらい終わった後、在学（訓練）が続いている期間について支給されます。

■対象となる方の主な要件

- ① 「専門実践教育訓練給付金」の受給資格があること
- ② 入学時に【45歳未満】であること
- ③ 入学時に【離職】しており、雇用保険の被保険者でないこと
- ④ 会社役員や自治体の長に就任していないこと
- ⑤ 過去にこの給付金を受けたことがないこと

詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください



厚生労働省のwebサイト
専門実践訓練給付に関する説明

【重要】欠席に関するルールがあります

- 2ヶ月に1回の認定日に「ハローワーク」への来所が必要です。
- 原則として毎月の出席率が【8割以上】必要です。
- 欠席して8割未満になった月は支給されません。
- 欠席のみで出席率8割未満の状態が続くと、以後の支給がすべて停止されます。

※病気や怪我などのやむを得ない理由がある場合は証明書の提出で考慮される場合があります。